

答申 情第25号

平成24年10月4日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護審査会

公文書非公開決定処分に関する諮問について（答申）

平成24年6月15日付FNo. 0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成24年4月19日付け国保第1号により相模原市長（以下「実施機関」という。）が公文書の存否を明らかにしないで非公開とした決定は、結論において妥当である。

2 異議申立ての経緯

(1) 平成24年4月12日、異議申立人は、相模原市に居住する特定個人の「平成17年1月1日から平成18年12月31日までの診療明細の全て」について、相模原市情報公開条例（平成12年12月25日条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項本文の規定に基づき公文書の公開請求を行った。

(2) 平成24年4月19日、実施機関は、本件対象文書を「当該文書の存否を答えるだけで、個人の正当な利益を害することとなるので、あるともないとも答えられない。」との理由で条例第10条の規定により非公開決定し、異議申立人に通知した。

(3) 平成24年5月29日、異議申立人は本件処分について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行ったので、実施機関は、平成24年6月15日、当審査会に対し条例第17条に基づく諮問を行った。

3 異議申立人の異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人は、異議申立書及び平成24年7月26日の審査会での意見陳述において、おおむね次のように主張している。

本件の非公開の理由は、条例第10条に該当しない。異議申立てに係る処分は条例第7条の非公開理由にあたらぬので、違法不当である。条例の解釈、運用を誤ったものであり、取り消しを求める。

4 実施機関の非公開とした理由及び説明

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 国民健康保険について

国民健康保険は、国民健康保険法に基づき、主に地方公共団体が運営し、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付又は療養費等の支給をする医療保険である。勤務先の健康保険組合や共済組合などの被用者保険に加入していないなど、一定の要件に該当している相模原市民は、

相模原市が保険者となる国民健康保険に加入するものである。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書の内容は、特定個人の「平成17年1月1日から平成18年12月31日までの診療明細の全て」である。診療明細とは診療報酬明細書のことであり、個人の氏名、性別、生年月日等の特定個人が識別される情報のほかに、傷病名、診療開始日、当該月の診療内容、投薬内容、請求点数等が記載されており、医療機関が審査支払機関を通じて、国民健康保険の保険者に対して被保険者の医療費を請求するものである。

(3) 非公開決定に係る処分とその理由

ア 非公開決定に係る処分の内容

条例第10条により、「当該文書の存否を答えるだけで個人情報を公開することとなり、個人の正当な利益を害することとなるので、あるともないとも答えられない。」として、非公開の決定をした。

イ 処分の理由

本件対象文書は、特定個人が医療機関を受診した結果、医療機関が保険者である相模原市に医療費を請求する文書であり、文書が存在しているか否かを答えるだけで、国民健康保険の加入状況という条例第7条第1号の個人情報を公開することとなるため、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否（存否応答拒否）したものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、個人の氏名、性別、生年月日のほか、診療の内容（傷病名、診療開始日、当該月の診療内容、投薬内容、請求点数等）が記録された診療報酬明細書であり、条例第7条第1号の個人情報に該当し、非公開となる。

(2) 条例第10条（存否応答拒否）の該当性について

本件対象文書は、医療機関が市に対して国民健康保険の加入者の医療費を請求するために作成するものであるから、本件対象文書が存在しているが非公開という決定をした場合、特定個人が一定期間に国民健康保険の加入者であり且つ医療機関を受診したという情報が明らかになり、また、本件対象文書が存在せず非公開という決定をした場合、特定個人が一定期間

に国民健康保険の加入者ではないという情報、もしくは国民健康保険の加入者ではあっても、一定期間に医療機関を受診していないという情報が明らかになる。以上のことから、本件対象文書の存否を答えるだけで、非公開情報を公開することとなり、条例第10条に規定する存否応答拒否の要件を備えたものといえる。

(3) 結論

以上のとおり、本件対象文書の存否情報自体が条例第7条第1号に該当するため、実施機関が条例第10条に該当するとして、本件対象文書の存否を明らかにしないで非公開とした決定は、妥当である。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 6月15日	・実施機関からの諮問
6月27日	・実施機関からの理由説明書を受理
6月28日 (第1部会)	・審議 ・実施機関からの意見聴取
7月26日 (第1部会)	・審議 ・異議申立人の意見陳述
8月27日 (第1部会)	・審議
10月 4日 (第1部会)	・審議

第1部会委員 西澤 宗英
橋本 慎一
齊藤 愛